

堺市自治連合協議会 3月定例会

1. 依頼案件

(1) 堺市人権協だより「こころの響き Vol.47」の回覧について

(ダイバーシティ推進部)

堺市人権教育推進協議会において、「堺市人権協だより『こころの響き Vol.47』」を作成いたしましたので、回覧について御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 目的 当協議会及びその活動等を市民の皆様に広く知っていただき、人権意識を高め、理解を深めていただく一助とする。
2. 内容 「堺市人権協だより『こころの響き Vol.47』」の回覧
3. 回覧時期 令和8年3月 区自治連合協議会定例会後

問合せ・・・Tel221-9280 堺市人権教育推進協議会事務局(人権推進課内)

(2) 「ツアー・オブ・ジャパン 2026 堺ステージ」開催に伴うチラシの回覧及び協力名義使用承認申請について

【広報さかい5月号掲載予定】

(産業戦略部)

ツアー・オブ・ジャパンは国際自転車競技連合公認の自転車レースとして、国内はもとより、海外の自転車ファンにも広く知られるレースです。

例年仁徳天皇陵古墳に隣接する大仙公園周回コースで開催し、市内外の多くの方々に自転車レースの醍醐味をご堪能いただいております。

本年は来る5月24日(日)に、「ツアー・オブ・ジャパン 2026」として、以下のとおり堺ステージを開催することとなりました。

レース当日は、道路交通規制が行われますので、ご迷惑をおかけすることになりますが、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

つきましては、事業実施の周知とレース開催による交通規制を市民の方に周知したく、大変ご多忙のところ恐縮とは存じますがチラシの回覧をよろしくお願い申し上げます。

合わせて、本件につきまして貴会の協力名義を頂きたく、ご配慮いただけますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 開催日時 2026年5月24日(日) 10時～15時頃
 - ・堺国際クリテリウム 10:50 スタート 11:35 頃 フィニッシュ
 - ・JBCF(一般社団法人全日本実業団自転車競技連盟)クリテリウム
11:45 スタート 13:20 頃 フィニッシュ
 - ・堺ステージ(第1ステージ/個人タイムトライアル)
13:30 スタート 14:30 頃 フィニッシュ

※クリテリウム：一般交通を遮断したサーキットで行い、周回を重ね、最終周回の着順をもって順位を決めるレース。

※個人タイムトライアル：ステージレースの第1ステージとして実施され、選手1人1人がコースを1周し、タイムを競う競技。

2 場所 大仙公園周回コース

3 距離

- ・堺国際クリテリウム 26.8 km [1周 2.7km×9周+2.5km]
- ・JBCF クリテリウム 未定 (後日決定します)
- ・堺ステージ (第1ステージ/個人タイムトライアル) 2.6 km [1周 2.6 km×1周]

4 参加選手 16 チーム (海外 7 チーム、国内 9 チーム) / 合計 96 名
JBCF 加盟登録選手/約 200 名

問合せ・・・Tel228-7534 地域産業課

2. 事業説明案件

(1) 令和7年中の火災概況について

(消防局予防部)

消防局では、管内における令和7年中の火災概況をとりまとめましたので、市民の皆さまと一体となって防火対策を推進すべく、火災件数やその傾向等についてご報告させていただきます。

問合せ先・・・Tel238-6005 消防局予防査察課

(2) 令和8年度 経済センサス-活動調査の実施について

【広報さかい4月号掲載予定】

(政策企画部)

統計法に基づく基幹統計調査として、令和8年度は、経済センサス-活動調査を以下のとおり実施しますので、ご報告いたします。

1 調査の目的

我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の状態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、各種の統計調査を行う際の基礎となる母集団情報の整備を図ることを目的とし、5年ごとに実施しています。

2 主管官庁

総務省・経済産業省

3 調査の種類

甲調査：国・地方公共団体の事業所以外の事業所を対象とする調査

乙調査：国・地方公共団体の事業所を対象とする調査

※乙調査は、官公庁間でのメール等による調査のため、以下、甲調査についてご説明します。

- 4 調査日程（調査期日：令和8年6月1日）
 - 4月1日～ : 国がインターネット回答用の調査書類を郵送
 - 5月中旬～下旬 : インターネット回答がなかった事業所への調査書類の配布期間
 - 6月1日～ : 調査票の回答期間

- 5 調査の対象（市内約33,000事業所）

市内すべての事業所（人が収入を得て働いている場所）が対象となります。ただし、個人の農林漁家、国・地方公共団体の事業所など一部を除きます。

6 調査の方法

【調査員調査】

4月に国からインターネット回答用の調査書類を郵送後、インターネット回答がなかった事業所に対し、調査員が訪問し、調査の説明及び依頼の上、調査書類を配布します。事業所は、インターネット、郵送、調査員への提出のいずれかの方法で回答します。

【直轄調査】

支社のある企業、資本金1億円以上の単独事業所等には、国が、本社等に傘下の事業所分を含めた調査票を一括して郵送します。

7 調査項目

- ・産業共通の基本的事項
事業所の名称、所在地、経営組織、従業員数、主な事業の内容、売上高・費用等の経理的事項 等
- ・産業別の特性事項
例) 製造業：製造品出荷額、在庫額 等
サービス業：サービス収入の内訳 等

8 秘密の保護

調査員は、大阪府知事任命の非常勤特別職の地方公務員です。守秘義務がありますので、調査で知った内容等を漏らすことは、固く禁じられています。また、調査内容を統計以外の目的（税金の徴収など）には使用いたしません。

(3) 歩道橋ネーミングライツ・パートナー対象歩道橋の提案募集について

【広報さかい4月号掲載予定】

(土木部)

歩道橋の通称名を命名する権利（ネーミングライツ）の公募に向け、その対象となる歩道橋の選定を行うため、民間事業者からの提案の受け付けを以下のとおり開始いたします。

なお、標示工事の際にはご迷惑をおかけしますが、ご協力のほどよろしくお願ひします。

記

1 公募方法及び提案の受け付けについて

応募を希望される民間事業者（法人）から関心のある歩道橋の提案を受け付け、提案が採用された歩道橋を対象として順次、公募を行います（令和7年度までは、市が指定した歩道橋を対象に募集を実施）。

2 公募の対象歩道橋について

本市土木部が管理する歩道橋（79橋）を市ホームページ上で公開します。提案のあった歩道橋については、所管警察署の意見聴取を含め、ネーミングライツ導入の可否を調査し、導入が可能と判断された歩道橋について公募を実施します。

なお、都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域、堺市屋外広告物条例に基づく広告景観特別地区等に所在する歩道橋は対象外です。

3 スケジュール（予定）

- ・令和8年4月1日（水）から、提案の受け付けを開始します。
- ・提案が寄せられた歩道橋は、調査を行い、採用され次第、公募を実施します。

【参考】

- ・通称名の標示イメージ
企業ロゴ、企業名や商品名等と正式歩道橋名を歩道橋の桁部分に標示

問合先・・・Tel228-7417 路政課

(4) 令和8年度 学校施設開放事業の変更について

(地域教育支援部)

当部では、地域住民の皆さまの健康維持と体力増進及び地域コミュニティの活性化を図ることを目的として、学校施設開放事業を実施しております。

中学校施設開放事業の夜間照明については、設置後40年以上を経過し、施設の老朽化や照明ランプ更新の必要性が課題となっています。また先般施設開放運営委員会にご協力賜りましたアンケート結果から、施設利用に係るニーズもいただいております。

つきましては、今後も持続的かつより利用しやすい事業とするため、以下のとおり令和8年度より変更させていただきます。

今後とも本事業にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 令和8年度 学校施設開放事業 変更点について

(1) 中学校運動場夜間開放事業における変更

- ・夜間照明柱の撤去
- ・三脚式LEDランプの導入
- ・夜間照明利用団体に対する受益者負担の設定
- ・夜間照明設置中学校における1団体1学校の登録ルールの緩和
- ・夜間開放事業の通年実施

(2) 学校施設開放事業における休止日の設定

(3) 登録団体関係者の安全講習受講・確認の勧奨

2 今後のスケジュールについて

令和8年

3月8日および11日	学校施設開放運営委員会説明会開催
夏休み以降	5中学校(※)の夜間照明柱撤去工事実施 (詳細時期については別途調整) ※5中学校:福泉、八下、深井中央、東百舌鳥、 出島市民運動場(大浜中学校)
12月ごろ	三脚式LEDランプ導入、受益者負担の設定

問合せ・・・TEL228-7490 地域教育振興課

(5) 堺市における部活動のあり方の課題整理と解決に向けた具体的取組について

(学校教育部)

堺市における部活動のあり方の課題整理と解決に向けた具体的取組について、令和8年3月に本市ホームページに掲載予定となりましたので、あらかじめお知らせいたします。

記

1 背景と目的

(1) 国のガイドライン(要約)

理念	学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、すべての子どもが希望に応じて継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実すること。また、地域全体で支えることによる新たな価値を創造すること。
方針	休日の学校部活動は原則すべて地域展開(※)をめざす。平日の部活動は地域の実情に応じて、段階的・柔軟に対応する。
予定	令和8年度から6年間で「改革実行期間」。令和10年度に中間評価を実施し、必要に応じて取組内容を再検討。前期:令和8年度～令和10年度、後期:令和11年度～令和13年度。

※ 学校部活動としての活動を地域クラブに引き継ぎます。

(2) 堺市の対応

- 少子化・教職員の働き方改革を背景に、学校部活動と地域クラブ活動のあり方を見直し
- こども・学校・地域の3視点から課題整理し、解決に向けた取組を構築

2 取組の基本的な考え方・方向性

(1) 基本的な考え方

- それぞれのこどもが「学び・成長」を実感できるスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する

(2) 取組の方向性

- 平日の部活動はあり方を工夫・改善して継続する。(地域連携)
- 休日の部活動は地域クラブ活動に切り替える。(地域展開)

3 具体的な取組(令和8年度～)

(1) 「こども」視点

- 部活動ハンドブック改訂
- 指導者研修(堺クオリティ研修)

(2) 「学校」視点

- 標準活動時間の導入(教員の勤務時間内を原則:平日1時間程度)
- 拠点校部活動の拡充

(3) 「地域」視点

- 学校施設開放を活用し地域クラブ活動へ段階的移行(休日)
- プロチームや専門人材との連携強化

4 堺市部活動及び地域クラブ活動に関する検討協議会

- ・持続可能な部活動及び地域クラブ活動のあり方
- ・地域連携及び地域展開の段階的実施に関する課題
- ・新たな地域スポーツ・文化芸術活動の創造

5 今後のスケジュール

- ・堺市における部活動のあり方の課題整理と解決に向けた具体的取組を3月下旬から以下の本市ホームページに掲載します。

URL: <https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/kyoiku/gakko/112.html>

問合せ・・・TEL340-0316 学校保健体育課

(6) 指定避難所の上下水道設備の災害時における確認方法見直しについて

(経営企画室)

指定避難所に設置している上下水道設備の災害時における確認方法を見直しますのでお知らせします。

なお、本件の運用見直しにあたり、校区の皆さまに作業をお願いするものではありません。

ん

1 見直す事項

大規模災害が発生した際に、避難生活を支える重要な「水」や「トイレ」に関する上下水道設備の設置状況をこれまで上下水道局独自の「避難所設備情報システム」により集約することとしてきました。

今後は、市が運用する「防災情報システム」を活用し一元的に管理します。

2 今後の対応

見直しに伴い、上下水道局独自のシステムを使用する必要がなくなったため、上下水道設備の状況確認等に使用していた、備蓄倉庫内扉に貼付された二次元コードについては、上下水道局において令和8年3月中に、順次撤去します。

なお、撤去にあたりご対応いただく必要はありません。

3 参考 (1) 見直し前の上下水道設備状況報告用二次元コード



参考 (2) 指定避難所に整備している上下水道設備



災害時給水栓



マンホールトイレ



簡易給水タンク

(7) 河川氾濫・内水氾濫に係る避難情報発令基準の変更等について

(危機管理室)

昨今の気象情報や新たな浸水想定区域の公表を踏まえ、避難情報の発令基準を以下のとおり見直しますので報告いたします。

記

1 概要

- ① 中小河川の氾濫（狭間川、内川等）及び内水氾濫の浸水想定区域（浸水深 50 cm以上）を発令範囲に追加します。
- ② 想定最大規模降雨（1000 年に 1 度以上の確率）に対応した浸水想定区域（浸水深 50 cm以上）に発令します。
- ③ 大和川を除く河川の氾濫・内水の氾濫は、地形の特徴を踏まえて、市内を 4 ブロックに分けて避難情報を発令します。

2 市管理中小河川と内水の浸水想定区域図

○市管理中小河川（狭間川、内川等）

URL：<https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/doro/doboku/kasensuiro/shinsouzu.html>

○内水

URL：<https://water.city.sakai.lg.jp/taisaku/amenituyoi/2098.html>

2 今後のスケジュール

令和 8 年 4 月 1 日

運用開始

令和 8 年 4 月 1 日以降 広報さかい掲載等により順次周知・啓発

問合せ・・・TEL228-7605 防災課

3. 事務局連絡

(1) 自治会活動への支援に関する各種事業について（令和 8 年度から）

- 「地域が設置した防犯カメラの公設化」について
（令和 8 年度当初予算案として市議会へ提案中）

【概要】

補助金を活用して設置した地域の防犯カメラを更新し、本市が運用及び維持管理します。

【スケジュール】

- ・令和 8 年度 440 台（予定）
- ・令和 9 年度 517 台（予定）

※令和 8 年度の公設化対象は、平成 28 年以前設置分。

【既存防犯カメラの取り扱い】

費用負担を含めた撤去に係る取り決めについて、市と各校区自治連合会で令和 8 年の夏頃を目途に協定を締結する予定です。協定締結にあたっては、校区毎に対応させていた

だきます。

○「地域会館大規模改修補助金」の見直しについて

【概要】

令和 8 年度から「地域会館大規模改修補助金」について、以下のとおり見直します。

〈現行〉

「地域会館大規模改修補助金」の交付を受けて大規模改修工事を実施した後、10 年を経過した後でなければ次回の補助金申請ができない。

(例) 令和 8 年度 10 月に補助金交付 (上限 600 万円)

→令和 18 年度 10 月以降に補助金申請可

〈要件見直し後〉

・大規模改修補助金の交付を受けて大規模改修工事を実施した年度から起算して 10 年を 1 タームに設定

・1 タームの間に、補助金を 2 回までに分けて申請可能

(例) 令和 8 年度に 200 万円で 1 回目の改修、令和 16 年度に 400 万円で 2 回目の改修を行う場合

改修した年度 (R8 年度)	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目 (R16 年度)	10 年目	11 年目 (R18 年度) 以降 新たなターム スタート可
1 回目 改修								2 回目 改修		※次の 10 年の 起点は 2 ターム 目の 1 回目改修 実施年度とする
補助金 200 万円								補助金 400 万円		

【令和 8 年度から過去 10 年以内 (H29~R7 の間) に大規模改修補助金を活用した校区】
補助金を上限額の 600 万円まで活用していない場合は、1 タームの期間内で残額 (補助上限額-補助額) を活用することができます。

(2) 自治会活動実践記録「波紋」第 70 集の完成について

例年作成しております自治会活動実践記録「波紋」が完成しました。

各校区指定送付先へ配送させていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

問合せ・・・TEL228-7405 堺市自治連合協議会事務局 (市民協働課内)